

DPC（包括診療）について

当院では、2014年4月1日から入院診療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる「DPC対象病院」となっております。

【DPC制度とは】

- 従来の支払制度では、医療行為を重ねるごと（出来高）によって医療費が制限無く加算される方式でした。DPC包括支払制度は入院時の主たる疾患別に診療報酬（医療費）が決められており、同じ疾患ならば定額の医療費をお支払いいただく方式です。
- DPC包括支払制度では、入院基本料、投薬、注射、検査・画像診断等（一部を除く）は包括支払いとなりますが、手術、リハビリなどの一部の診療報酬では出来高支払制度が残ります。
- 従来の出来高の支払制度とはいくつかの相違点が発生しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
- 手術、一部の処置及び検査等は実施された項目に応じて包括払い分とは別に「出来高払い」により算定されます。また、包括払いの点数は、入院日数に応じて異なります。
- 病院毎に一定の係数（医療機関別係数）が定められており、同一の診断・診療でも病院によって医療費の総額が異なりますのでご注意ください。
- 上記の他に、お食事代や差額室料等の自費については、別途ご請求致します。
- 病期や治療内容によっては、この制度の対象にならない場合もあります。